



# 第3期 綾町子ども計画

(令和7年度～令和11年度)



## 1 計画の基本理念

**豊かな自然の中で 子ども達を健やかに  
生み育てるまち 綾**

本町においては、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提とし、変化することも・子育てを取り巻く環境に対応しながら、地域や企業も協力して子育てを応援することで、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちづくりを目指し、基本理念を定めます。

## 2 計画の期間

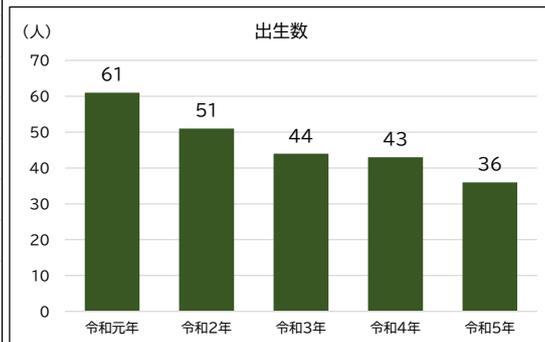
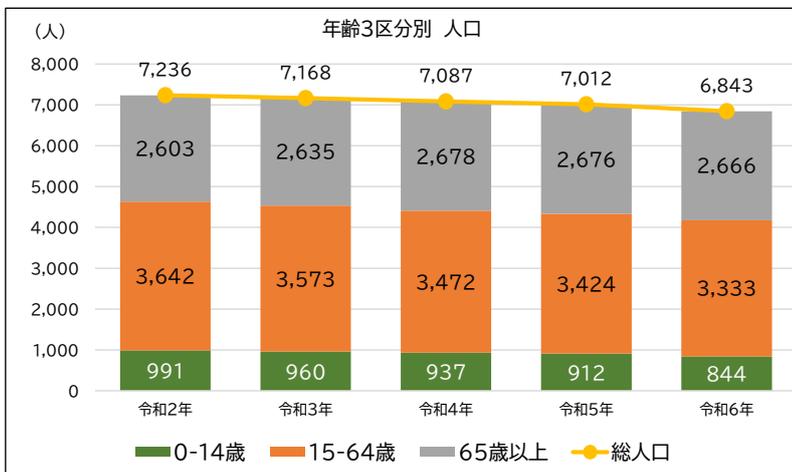
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。ただし、社会、経済情勢の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	
第2期 綾町子ども・子育て支援事業計画 (令和2～令和6年度)					←—————→					
					最終評価	第3期 綾町子ども計画 (令和7～令和11年度) 子ども・子育て支援事業計画 内包				
					見直し策定					

## 3 本町の現状

本町の人口は、令和6年現在 6,843 人です。年齢3区分別にみると、令和2年以降 0～14 歳、15～64 歳はともに減少傾向にある一方、65 歳以上は、令和5年から微減で推移しています。

出生数は、年々減少しています。



出典：住民基本台帳(各年3月31日)

出典：住民基本台帳(各年4月1日)

## 4 こどもの生活実態調査

本計画を策定するにあたり、町内在住の15歳から39歳までの方や小中学生の方、小中学生の保護者の方に子育て感や将来への希望などご意見やお考えを尋ね、こども・若者施策推進の資料として検討し、取りまとめることを目的に、令和6年7月に調査を実施しました。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
あなたの生活アンケート(小学5年生)	72人	56人	77.8%
あなたの生活アンケート(中学2年生)	60人	49人	81.7%
お子様の生活アンケート(小学5年生保護者)	72人	17人	23.6%
お子様の生活アンケート(中学2年生保護者)	60人	28人	46.7%
こども・若者の意識と生活に関するアンケート	1,000人	198人	19.8%

### 調査結果 (抜粋)

#### ●暮らしに関して、町に必要なことやあったらよいと思う、取り組んでほしいことなど

##### 【小学5年生】

1位	・いじめ、学校(先生や友達)の問題・悩みを相談できる場所や人 ・放課後や休みの日に安心・気軽に行けて、宿題などができる場所	41.1%
2位	・こどもが参加できるイベントとその情報 ・勉強や進学について相談できる場所や人	33.9%
3位	事件、災害などから自分の身を守る方法を教えてもらえる機会(場所)	30.4%

##### 【中学2年生】

1位	放課後や休みの日に安心・気軽に行けて、宿題などができる場所	34.7%
2位	放課後や休みの日に、無料または安い金額でご飯を食べられるところ	30.6%
3位	お金の面でサポートしてくれる	26.5%

#### ●これからの若者のために、町に必要な取り組みは何か

1位	お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ように支援する	48.0%
2位	放課後などに気軽に行ける安心・安全な居場所を増やす	29.3%
3位	困難を抱えるこども、若者、家庭を支援する	27.3%

### 調査結果から見える課題

#### ◆食事の孤立

→ 家族と一緒に食事をする時間を増やすための啓発活動を行う

#### ◆家族とのコミュニケーション不足

→ 親子でコミュニケーションをとるためのワークショップやイベントを開催する

#### ◆学用品の不足

→ 学用品の支援プログラムや寄付活動を促進する

#### ◆心のケア不足

→ 学校内外でのカウンセリングサービスや心のケアプログラムを導入する

#### ◆地域支援と居場所の不足

→ 子ども食堂や無料の学習支援施設の設置と利用を促進する



## 5 第3期綾町ども・子育て支援事業計画

### 特定教育・保育の量の見込みと確保方策

各年度に教育・保育を提供する量の見込みを設定しました。確保の内容は以下のとおりです。

**特定教育・保育とは・・・**

→ 認定こども園、幼稚園、保育所で受ける教育・保育のこと

**量の見込みとは・・・**

→ 必要利用定員総数(需要量)のこと

**確保方策とは・・・**

→ 提供体制確保(供給量)のこと



年度	1号認定		2号認定	
	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)
R7	7人	30人	113人	161人
R8	6人	30人	98人	161人
R9	5人	30人	80人	161人
R10	4人	30人	68人	161人
R11	4人	30人	65人	161人
年度	3号認定(0歳児)		3号認定(1~2歳児)	
	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)
R7	25人	30人	56人	78人
R8	25人	30人	54人	78人
R9	25人	30人	58人	78人
R10	25人	30人	57人	78人
R11	25人	30人	55人	78人

**【確保方策の内容】**

- 1号認定、2号認定の供給量は充足されます。令和7年度以降も事業の充実を図ります。
- 3号認定は、0歳児、1・2歳児ともに、供給量は充足されます。  
令和7年度以降も事業の充実を図ります。

### 地域子ども・子育て支援事業の確保の内容

綾町の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業の確保の内容は以下のとおりです。

① **時間外保育事業(延長保育事業)**

通常の保育時間外に子どもを預かるサービス。

**【確保方策の内容】**

- 令和7年度以降も必要時に対応できるように、供給量を各施設が確保していきます。

## ② 幼稚園及び認定子ども園における一時預かり事業

主に保護者の就労や急な用事などで、一時的に子どもを預ける必要がある場合に利用できるサービス。

### 【確保方策の内容】

- 量の見込み及び量の確保数については、年間の延べ許容数を記載しています。  
令和7年度以降も施設との協議により、必要時に対応できるように供給量を確保していきます。

## ③ 地域子育て支援拠点事業

地域全体で子育てを支援するための取り組み。

### 【確保方策の内容】

- 綾町子育て支援センターにて実施しており、令和7年度以降も供給体制を確保していきます。

## ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児期の家庭を対象に健康診断や健康相談、子育て支援などを行う事業で、乳児の健康状態を早期に把握し適切な支援を提供することを目的としている。また、家庭全体の健康状態や子育ての状況を把握し必要な支援を行うことで、子育ての負担を軽減し子どもの健やかな成長をサポートする。

### 【確保方策の内容】

- 令和7年度以降も、赤ちゃん訪問員と連携し、全戸訪問を継続します。

## ⑤ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、医療機関で定期的に健康診査を受けるもので、健康状態の把握、検査計測、保健指導、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する。

### 【確保方策の内容】

- 令和7年度以降も、妊婦の健康の保持及び増進を図っていきます。

## ⑥ 養育支援訪問事業

子育て中の親が孤立しないよう、子育ての負担を軽減することを目指し、子育てをサポートするための地域の支援活動の一つ。養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行う。

### 【確保方策の内容】

- 令和7年度以降も養育支援が必要な家庭に対して、訪問・支援を継続していきます。

## ⑦ 利用者支援事業（母子保健型）

綾町健康センターで実施しており、母子保健サービスを提供する事業。妊娠中の健康管理、出産後のケア、子育て支援などを行う。

### 【確保方策の内容】

- 令和7年度以降も母子保健型の推進を図っていきます。

### ⑧ 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業

病児保育：地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、看護師等がいる保育所併設施設などで預かる事業。また、保育中に体調不良となった児童に対し、保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う。

病後児保育：通園中の病気の回復期にある集団生活が困難なこどもを、看護師等がいる保育所併設施設などで預かる事業。※本町では小学6年生までが対象。

#### 【確保方策の内容】

- 令和7年度以降も、病児・病後児保育の需要については、看護師や保育士を確保し、供給量を確保していきます。

### ⑨ ファミリー・サポート・センター事業

家族を支援するためのさまざまなサービスやプログラムを提供する取組。子育て支援、高齢者ケア、家庭内暴力防止、経済的支援などが含まれる。

#### 【確保方策の内容】

- 本町・宮崎市・国富町が「宮崎市男女共同参画センター・パレット」にて行っている事業で、令和7年度以降も、ニーズ状況を把握しながら、供給量を確保していきます。

### ⑩ 放課後等児童健全育成事業

日本の教育制度の一環として、学校の放課後や休日に児童・生徒が安全かつ有意義に過ごせるようにするための事業。

#### 【確保方策の内容】

- 放課後等児童健全育成事業の定員は70人ですが、需要に対して、現在、施設では安全・安心した施設運営を図るため、令和7年度以降もニーズや利用状況等を見ながら検討していきます。また、高学年の需要も見込まれますが、低学年の利用者を優先的に取り組んでいきます。

### ⑪ 子育て短期支援事業

子育て支援センターで一時預かりする事業。

#### 【確保方策の内容】

- 綾町子育て支援センターで実施しており、令和7年度以降も供給体制を確保していきます。

## 法改正にともなう「新」支援事業の確保の内容

### ① 子育て世帯訪問支援事業

子育て中の家庭が直面するさまざまな課題に対処し、より良い育児環境を提供することを目的とし、子育てをしている家庭を支援するための事業。専門家や支援者が子育て世帯の自宅を訪問し、育児のノウハウや相談を提供する。また、子育てに関する情報提供や、子育て世帯同士の交流の場を提供することもある。

#### 【確保方策の内容】

- 養育不安の解消や家庭環境の改善を図るために、供給量を確保します。

## ② 妊婦等包括的相談支援事業

妊婦や新生児、乳児、幼児を対象とした包括的な相談支援サービス。健康、福祉、教育、子育て支援など、多岐にわたる分野での相談を受け、家庭のニーズに応じた支援を行う。

### 【確保方策の内容】

- 妊娠届出時の面談や、妊娠8か月頃のアンケート及び面談、新生児期から生後2か月頃の面談（新生児・乳児訪問）において、さまざまなニーズに応じた伴走型相談支援を行います。

## ③ 産後ケア事業（宿泊型・通所型）

家族全体の健康と幸福を促進することを目的とし、新生児と母親の健康をサポートするためのさまざまなサービスやプログラムを提供する事業。これには、新生児の健康診断、母親の健康管理、育児のサポート、精神的なサポートなどが含まれる。

### 【確保方策の内容】

- 宿泊型、通所型の産後ケア事業により産後うつ防止を図ります。

## ④ 乳児等通園支援制度（子ども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設を利用できる通園制度。乳児又は満3歳未満の保育所等に通っていない乳幼児を預かるとともに、保護者に情報提供、助言その他の援助を行う。

### 【確保方策の内容】

- 令和8（2026）年度からスタートする事業です。本町では、令和8年度から受け入れ体制を整えます。

# 6 綾町子ども計画の取組

## 基本的方向性



本町では、基本理念を実現するため、以下の4つの基本的方向性のもと本計画を推進します。

基本的方向性1  
子ども・若者の権利と安全を守る

基本的方向性2  
親と子の健康づくりに取り組む

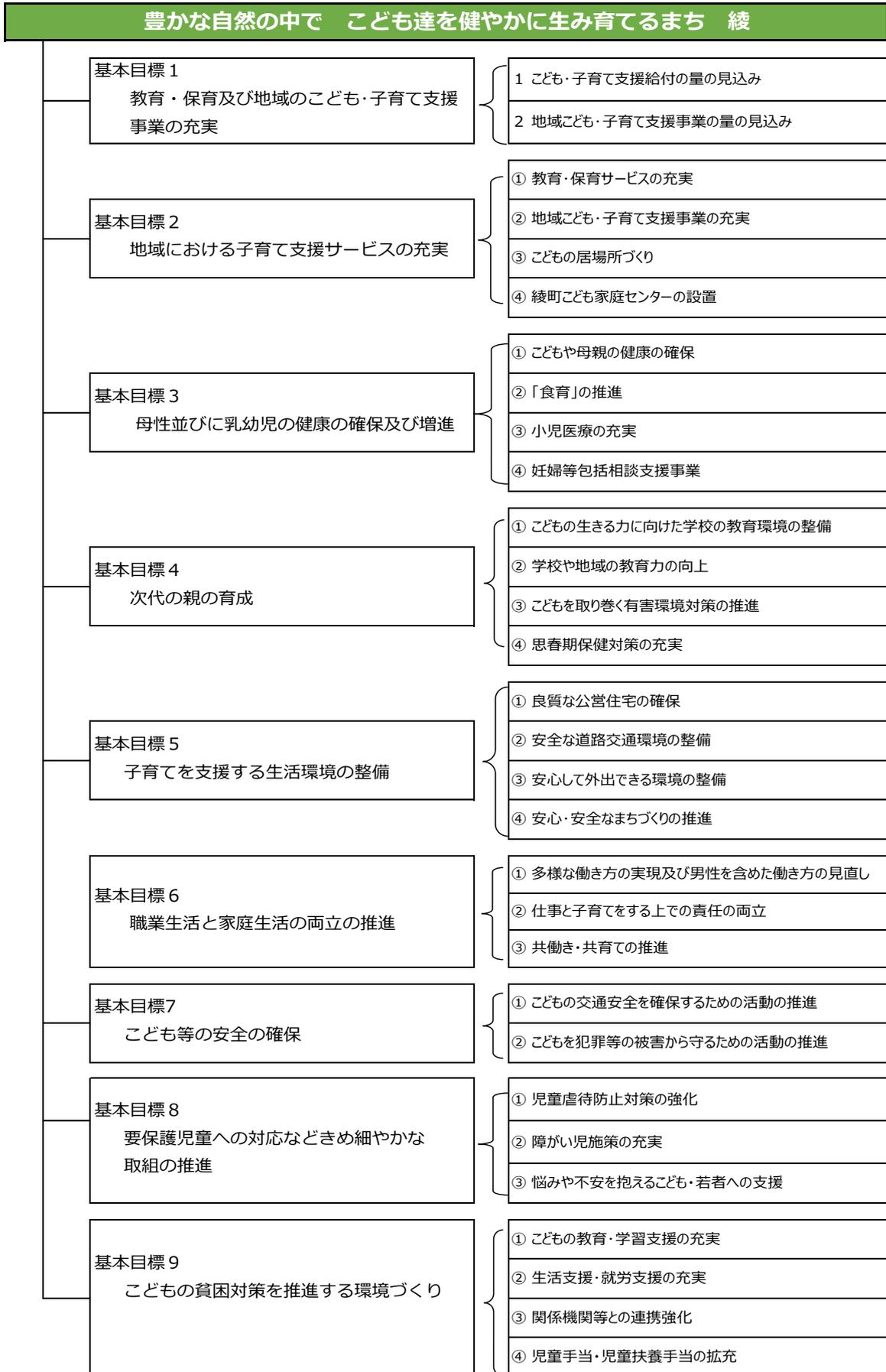
基本的方向性3  
子どもと子育て家庭を支える

基本的方向性4  
子ども・若者を地域全体で育む

**基本目標と施策**

基本的方向性のもと、以下の1～9の基本目標を設定し、具体的な施策を推進していきます。

基本理念





計画の目標値

綾町子ども計画における 目標・指標			
指標項目	国の目標値	綾町子ども調査結果からの現状	目指す社会
「子どもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	61.8%	心身ともに健やかに成長できる
「生活に満足している」と思う子どもの割合 (Well Beingの高さ)	70%	小学5年生 57.1% 中学2年生 59.1%	個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしくひとりひとりが思う幸福な生活ができる
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	70%	55.6%	様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
社会的スキルを身につけている子どもの割合 (他人とのコミュニケーション能力) ※うまくいっている・だいたいうまくいっているの合計	80%	小学5年生 87.5% 中学2年生 89.8%	夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じてのびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
「自分には自分らしさがある」と思う子ども・若者の割合 ※とても思う・思うの合計	90%	67.8%	固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合 こころを重点に、相談できる人、話せる人がいると置き換える	97.10%	68.7%	不安や悩みを抑えたり困ったりしても、周囲の大人や社会にサポートされ、問題を解消したり乗り越えたりすることができる
「社会生活や日常生活を円満に送ることができている」と思う子ども・若者の割合 ※とても思う・思うの合計	70%	67.2%	虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪、性暴力、災害、事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり孤立したり貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合 ※聴いてもらえる・ある程度は聴いてもらえるの合計	70%	51.3%	自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	80%	52.6%	働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに夢や希望をもつことができる
「自国の将来は明るい」と思う子ども・若者の割合 『社会のために役立つことをしたい』とても思う・思うの合計	55%	74.3%	円滑に社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 ※『綾町が好き』と回答76.3%のなかでの比率	70%	13.2%	希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う『子育て当事者』の割合	90%	小学5年生 82.4% 中学2年生 67.9%	社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境のもとで、子どもが幸せな状態で育つことができる

指標項目	令和元年度	令和6年度 現状値	令和7年度 推計値	令和8年度 推計値	令和9年度 推計値	令和10年度 推計値	令和11年度 推計値
安心できる場所の数が1つ以上ある子ども・若者の割合		87.9%					
「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 「是非」および「できれば」の合計		62.9%					
合計特殊出生率 実績と推計	1.76	1.53	1.48	1.48	1.39	1.35	1.31
夫婦の平均理想予定子ども数	1人	3.2%					
	2人	42.9%					
	3人	44.4%					
	4人以上	7.9%					
理想の子ども数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合		64.0%					

第3期 綾町子ども計画 ～概要版～

(令和7年度～令和11年度)

発行:宮崎県綾町

住所:〒880-1392 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地 電話:0985-77-1114

